

事 務 連 絡  
令 和 3 年 2 月 15 日

各 都道府県 障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課福祉サービス係  
訪問サービス係

強度行動障害支援者養成研修及び行動援護従業者養成研修等における  
経過措置の延長について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、強度行動障害支援者養成研修、行動援護従業者養成研修及び重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）においては、カリキュラムの改正を実施し、令和2年4月1日から適用又は施行をしています。一方、改正後のカリキュラムの周知期間を確保する観点から、令和3年3月31日までは改正前のカリキュラムにより研修を実施しても差し支えないとする経過措置を設けています。

今般、改正前のカリキュラムにより令和2年度中に実施予定だった研修が、新型コロナウイルスの感染拡大を理由に、やむを得ず令和3年4月以降に延期になると複数の自治体から連絡がありました。

このため、令和3年度の各研修の実施に当たっては、原則として改正後のカリキュラムにより実施するものとしつつ、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による特別な事情がある場合には、改正前のカリキュラムにより実施することも可能となるよう、当該経過措置を令和4年3月31日まで延長する告示等の改正を予定しておりますので、事前にお知らせいたします。

つきましては、各都道府県におかれては、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知をお願いいたします。

○お問い合わせ先  
厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課  
(強度行動障害支援者養成研修について)  
福祉サービス係  
TEL : 03-5253-1111 (内 3091)  
(行動援護従業者養成研修等について)  
訪問サービス係  
TEL : 03-5253-1111 (内 3092)